

## 講習会用アカウント利用申請書兼誓約書

**講習会開催にあたりFOCUS スーパーコンピュータシステムを利用するに際し、  
講習会用アカウント利用規程を遵守することを誓約し、次のとおり利用申請します。**

責任者	法人名				
	所 属		役 職		
	住 所	〒			
	氏 名	姓	名	電話番号	
	NAME			電子メール	

連絡責任者	責任者と同じ（下欄の記入は不要です。）			その他（下欄に記入してください。）
	法人名			
	所 属		役 職	
	住 所	〒		
	氏 名	姓	名	電話番号
NAME			電子メール	

※ 法人名については、責任者または連絡責任者の所属する法人名を記入してください。

### <確認事項>

規程に基づき、以下の点ご注意願います。

- (1) 「講習会用アカウント利用規程」を確認のうえ申請してください。
- (2) 各アカウントの有効期間は下記のとおりです。（規程第4条関係）
  - 講師用アカウント：申請年度内
  - 受講者用アカウント：講習会当日午前10時を起点に前6日間、後13日間とする  
(ただし、祝日等により前後する場合がある)
- (3) FOCUSスパコンの利用については、日本国政府が定める「外国為替及び外国貿易法」等安全保障貿易管理に関する法令により、スーパーコンピュータ利用の制限が適用されない者かつ日本国内の居住者で、財団の約款を遵守する者のみが利用資格を持ちます。  
**責任者もしくは連絡責任者にて、以下を確認した上で、受講者へアカウント情報を提供してください**

- =====
- 日本国内の居住者であること(1~4のいずれかに該当)、かつ特定類型(5~7)のいずれにも該当しないこと
1. 日本国籍を有する者でありかつ日本国に居住する者
  2. 日本国籍を有する者でありかつ日本の在外公館に勤務する者
  3. 日本国籍を有しない者でありかつ日本国内にある事務所に勤務する者
  4. 日本国籍を有しない者でありかつ日本国に入国後6か月以上を経過している者
  5. 外国法人等や外国政府等と雇用契約等を締結している者（特定類型1）
  6. 外国政府等から年間所得の25%以上の利益を得ている（または得ることを約束している）者（特定類型2）
  7. 日本での行動に関して外国政府等から具体的な指示や依頼を受けている者（特定類型3）
- =====

## 講師用アカウント利用者一覧

講習会課題ID	
---------	--

- ・新規の場合は空欄
- ・講師追加等、既存講習会課題がある場合エル(I)から始まる英字3文字を記載

1	法人名				財団使用欄
	氏 名	姓	名	ISVアカウントID	

2	法人名				財団使用欄
	氏 名	姓	名	ISVアカウントID	

3	法人名				財団使用欄
	氏 名	姓	名	ISVアカウントID	

4	法人名				財団使用欄
	氏 名	姓	名	ISVアカウントID	

5	法人名				財団使用欄
	氏 名	姓	名	ISVアカウントID	

6	法人名				財団使用欄
	氏 名	姓	名	ISVアカウントID	

7	法人名				財団使用欄
	氏 名	姓	名	ISVアカウントID	

8	法人名				財団使用欄
	氏 名	姓	名	ISVアカウントID	

### <注意事項>

財団使用欄	
-------	--

- ・講師アカウント取得はISVアカウントを保持している方に限ります。
- ISVアカウント保持していない場合は別途ISV課題の申請をしてください（新規課題もしくは従事者追加申請）
- ・講師アカウントは申請年度内有効です。
- ・年度内に講師を追加する場合も、本様式 21-1,21-2 をご提出ください。
- ・9名以上の場合は本様式 21-2 を複数のうえご記入ください。

## 受講者用アカウント利用申請書

## 講習会開催概要

実施日	(複数日記載可)	
開催場所	計算科学振興財団施設 (実習室、セミナー室等)	左記以外
タイトル		
概要	(講習会対象ソフトウェア等、例：ソフトウェア xxx を利用した yyy 計算のための講習会)	
希望アカウント数	予備を含めての数を記入してください。 20以上の場合は事前にご相談ください。 事前連絡のうえ、財団にて変更する場合があります。	

## &lt;注意事項&gt;

- ・実施日が変更となった場合は至急 lecture@j-focus.or.jp へご連絡ください。
- ・実施講習会を追加する場合は本様式 21-3 をご提出ください。  
その際、講習会課題 ID(英字 3 文字)をお知らせください。
- ・FOCUSスパコンの利用については、日本国政府が定める「外国為替及び外国貿易法」等安全保障貿易管理に関係する法令により、スーパーコンピュータ利用の制限が適用されない者かつ日本国内の居住者で、財団の約款を遵守する者のみが利用資格を持ちます。

**責任者もしくは連絡責任者にて、以下を確認した上で、受講者へアカウント情報を提供してください。**

=====  
日本国内の居住者であること(1~4のいずれかに該当)、かつ特定類型(5~7) のいずれにも該当しないこと

1. 日本国籍を有する者でありかつ日本国に居住する者
2. 日本国籍を有する者でありかつ日本の在外公館に勤務する者
3. 日本国籍を有しない者でありかつ日本国内にある事務所に勤務する者
4. 日本国籍を有しない者でありかつ日本国に入国後 6か月以上を経過している者
5. 外国法人等や外国政府等と雇用契約等を締結している者 (特定類型 1)
6. 外国政府等から年間所得の25%以上の利益を得ている(または得ることを約束している)者 (特定類型 2)
7. 日本での行動に関して外国政府等から具体的な指示や依頼を受けている者 (特定類型 3)

財団使用欄	
-------	--